びかけか瓦版

第60号

発行日: 2015年11月15日

発行:日本聖公会東京教区 人権委員会

「君が代」修正処分裁判は、次は控訴審です

清瀬聖母教会 岸田靜枝

当たり前のことだけれど、教職員の「君が代」 処分取り消し裁判の闘いは、それぞれ似ている部 分は多いが、同じではありません。これが、期限 ぎりぎりに都側が控訴をしたとの知らせを聞い た時、まず私が思ったことです。

似ている部分が多いので、法廷に関しては、これまで随分となぞらせてもらったり、参考にしてきました。けれど日常は、お手本のない個別の毎日でした。例えば勤務校の管理職とは、話したくない相手もいたけれど、結構図々しく押しかけて話す機会を作りました。職務命令が出されてからは、連日校長室の戸を、平気そうに叩いて、職務命令の撤回を訴えてきました。これを続けた結果がどうなるのか、途方に暮れたり迷ったり怒ったり不安になったり、とにかく続けられるだけやってみようと思っていました。図々しいのも平気そうなのも、気持ちは震えていましたから、今でも辛い思い出です。

教員を定年退職して5年半が過ぎました。練馬区の一人の市民として、清瀬聖母教会の一人の信徒として、ささやかな活動を続けています。しかし、「君が代」修正処分裁判が終わらない限り、私は常に、あの日に引き戻され向き合わなければなりません。意気地のない私にとっては、それも辛い作業です。

2003年10月23日に、東京都教育委員会は都立 学校の全校長に対して、「学校儀式では、各校の 全教職員に向けて、国旗に向かって起立し、国歌 を斉唱することという職務命令を出すように」と 通達しました。義務制の公立中学校や小学校へは 区や市の教育委員会を経由して通知されました。 2015年11月現在、延べ474人の教職員が「君が 代」で処分されています。474通りの生き方があっても、「君が代」という一曲に対しては、一つ の身体表現以外を決して認めないのです。これが 職務命令違反という「君が代」処分です。

中学生の時に憲法前文を暗記させられました。当時はいやいやだったけれど、今では「よくぞ」

と思います。前文だけでなく、憲法は私たちがこの国に守らせるべき法律であり、憲法によって私たちは、一人一人の生き方が守られていると習った記憶もあります。今になってそれが、立憲主義、基本的人権という言葉に結びつきました。しかし現在の中学校では、憲法前文ばかりでなく、憲法そのものも、「政治的である」と取り上げないそうです。

10月8日の東京地裁判決は、2010年3月30日 の都教育委員会による停職一か月処分と、2013年 2月7日の都人事委員会で修正裁決された減給一 か月処分を取り消しました。これまでの闘いを引



朝日新聞 2015 年 10 月 9 日朝刊

き継ぎ、これ からの闘いに つなぐごとが できる、大き な一歩だと思 いました。ま た、都人事委 員会裁決の懲 戒処分を裁判 所が取り消し たのは、初め てのことだそ うです。過去 の処分歴は理 由にならない、 累積加重の減

給一か月処分は裁量権の逸脱との判断も出ました。

しかし、判決文の内容には不満が残ります。職務命令やそれに続く懲戒処分が、私の場合は特に憲法第20条、そして第19条、第26条に違反するとの主張は、『採用することができない』と、正面から応えていません。

弁護団が提出した 73 ページに及ぶ最終第 6 準備書面には、冒頭から憲法第 20 条にかなりのページを割いています。憲法第 20 条判断の最高裁

判決は、これまで愛媛玉串料事件と剣道実技拒否事件など、そんなに多くはありません。最高裁が憲法第 20 条判断をしていないのだから、地裁では先んじて判断しないのでしょうが、準備書面上これだけのページで、これだけの展開をしていますし、日本聖公会奈良基督教会井田泉司祭の意見書、日本聖公会「正義と平和」に関する決議や声明もあまねく証拠になっているのですから、東京地裁判決でも憲法第 20 条について、堂々と向かい合ってほしかったと思います。

法の番人であるはずの裁判所が、多様な生き方を認める憲法を無視し、校長の職務命令は一足飛びに合憲と、これまでの「君が代」処分裁判の判決同様、憲法判断を避けました。

产経新聞 2015年10月9日 26面

○国歌伴奏拒否で減給、「重過ぎ」判決

東京都豊島区立小学校に勤務していた元音楽教員、岸田静枝さん(65)が、卒業式で国歌のピアノ伴奏を拒否し、都教育委員会から減給処分を受けたことを不服として起こした訴訟の判決で、東京地裁は8日、「減給は重過ぎる」として処分を取り消した。清水響裁判長は、キリスト教を信仰しており、信教の自由が侵害されたとする岸田さんの主張は「信教の自由を制約する面はあるが許される範囲で、憲法違反ではない」と退けた。

悔しい判決文ではありましたが、『・・・・キリスト教信仰と君が代の解釈等が結びついた原告の主観的認識を基準にすれば、本件職務命令及び本件処分は、その一般的、客観的な性質いかんにかかわらず、原告にとっては、原告の信仰とは相容れない行為を行うことを強制する行為として受け止められることになる。この意味において、本件職務命令が、原告の信教の自由についての制約となる面があることは否定しがたい。』(判決文33ページ)の一文は、小さな一歩だと思いました。

当初都教育委員会が発出した停職一か月処分は、私の教員生活最後の一日に実行され、それから約3年後に都人事委員会は、減給一か月処分に

修正しました。ところが今年7月13日の結審まで10回開かれた口頭弁論で、都人事委員会も都教育委員会も、「修正」を争点から外しています。東京地裁判決でも、私の定年退職日は停職が実行された一日であったことについては、まったく触れられていません。この点でも怒りが燃え上がります。

控訴についてですが、その仕組みは私には理解 できていませんでした。

- ・控訴の申し立てができるのは、敗訴の部分だけ。
- ・処分が取り消されたのは勝訴であるが、理由 は憲法違反ではなく、裁量権の逸脱だったの で不満が残る。
- ・不満は残るが勝訴なので、控訴の申し立てができるのは国家賠償の部分だけである。
- ・もちろん、国家賠償も憲法第20条、第19条、 第26条に関係しているので、再度論理を展 開してゆくが、東京高裁は「主たる論点では ない」と退ける可能性が高い。
- ・とにかく、都側が控訴の申し立てをしない限 り、憲法判断については俎上に載せることは 難しい。

以上のように弁護団と原告団で話し合って、私たちからは控訴をしませんでした。都側が控訴をしてきたのは残念ですが、しかしもう一度、憲法判断について全面展開ができます。この機会を生かしてゆきたいと思います。

学校は、子どもが子どもたちの中で育つところです。教員は、子どもたちの人権を守り自由を保障してゆかなければなりません。

私に「君が代」の伴奏を強いること、「日の丸」に向かい、立って「君が代」を歌えと強いることは、私という個人を認めないことです。私に強いられたことを、私が子どもたちに強いるとしたら、それは私が子どもたち一人一人を認めないことです。「君が代」の強制は、私から自由を奪い、子どもたち一人一人から自由を奪うことです。

「君が代」裁判は、個人を尊重することを取り 戻し、自由を大切にしてゆくことを取り戻す裁判 でもあると思っています。

多くの方々と、ここまで来ました。「君が代」 修正処分裁判の控訴審もまた、共に進んでゆきたいと思います。東京地裁判決が、これまで敷き詰められてきた石畳に続く一枚となり、次のどなたかの判決が、また一歩先の一枚になり、さらに先の一枚になり、支援でなくて連帯して、そうやって権力から自由でありたいと思います。

2015年日本聖公会人権セミナーに参加して

司祭 大森明彦 (浅草聖ヨハネ教会)

神戸教区広島復活教会を拠点として開催された 今年の人権セミナーには全国から各教区の人権担 当者を中心に 26 名の参加がありました。敗戦後 70 年を迎えた広島では8月6日を中心に祈りと集 会が全国規模で呼びかけられ大勢の人たちが集ま った後の行事となり、こぢんまりと、しかし濃密 な学びの時が与えられました。

さて、今回のセミナーで一番皆さんにお伝えしたいことは李鐘根(イ・ジュングン)さんから聴いた話です。簡潔にその内容を記します。

『1910年の日韓併合以降、李さんの父親は1920年に日本に移住した。やがて母親と子どもたちも合流し、李さんは江川政市として日本の小学校で学んだ。その頃受けた差別は部落差別に似ていた。高等科を終える頃、国鉄の就職試験に臨み、出願の前夜、先生が用意してくれた調査書の封をこっそり開けると、自分の名前の上に鉛筆で「朝鮮人」と書かれていた。李さんはその鉛筆で書かれた文字を消して封を元に戻し、1943年無事に国鉄に就職した。

そして1945年8月6日を迎える。いつもなら自 宅のある宮島線廿日市駅から広島市を迂回するよ うに走る国鉄で職場に向かうのに、その日は西広 島で下り、市電で中心部を横切って広島駅東部に ある機関庫へ向かった。猿侯川にかかる庚申橋(爆心地から 2 km)を渡り切ったところでピカッと 黄色がかった光に包まれた。ただごとではないと 顔を覆い伏せ、秒速 170 メートルで走る凄まじい 爆風と3000~6000℃の熱線をやり過ごした。そっ と目を開けると、ゴミと煤の渦で真っ暗な状態が 10 分ほど続いた。庚申橋の下に行くと、大人たち が「新型爆弾だ」と言っていた。そして「顔が真 っ赤だ。お前火傷しているぞ」と言われて、制服 の背中もボロボロになっているのに気付く。我に 返ると、弁当箱と貸与された制帽がない。周囲の 家は倒れ、まるで野原のように何もない。20メー トル先で弁当箱は見つかったものの帽子は見つか らない。崩れた家屋の前で「助けてくれ、下にお じいさんがいる」「下に赤ちゃんが埋まっている」 という叫び声を聞きながら、自分の帽子は探して も、手伝うことをしなかった。何もできなかった。 何故助けられなかったのか、そのことに今でも心 を痛めている。帽子を探して歩き回る中、東練兵 所に大勢の被災者が集まり、皮膚がむけて爪の上で止まり垂れ下がっている女性たちの姿が目に焼き付いている。帽子を諦めて、機関庫へ行くと、顔の火傷に同僚が機関車のオイルを塗ってくれた。日が暮れる頃、同じ方向へ帰る4人の仲間と爆心地を通った。橋のたもとに群がる傷ついた人びとが、過ぎゆく自分たちをじっと見つめていた。誰かが自分を探しに来てくれないかと訴える視線を避けるように通り抜けて行った。

敗戦後、国鉄から「戸籍謄本」の提出を執拗に 求められ、気まずくなり、給料ももらわず、辞表 も出さずに国鉄を去った。』

李さんの敗戦後の体験は、原爆でも吹き飛ばせ なかった差別の一例だと思います。李さんは1928 年生まれですから、被爆した時17歳でした。2012 年にピースボートに招待され、それに応じた結果、 乗船した人びとを前に被爆体験を語ることになり ました。それまで誰にも語ったことがないそうで す。その年のピースボートの旅はチェルノブイリ に立ち寄り、29年前の原発事故が原因で周辺の 146 の集落で人が住めなくなりました。かつて町 や村だった 146 箇所に 146 の集落の名前が刻まれ たプレートが立てられている。 それら 146 の集落 の名前に次いで、Hiroshima、Fukushima と刻まれ ているそうです。「何故 Nagasaki がないのか不思 議だ」と李さんもおっしゃっていましたが、 Nagasaki の知名度の低さを反映しているのかもし れません。「エノラ・ゲイ」「ティベッツ大佐」「リ トル・ボーイ」という名前は知っていても、「ボッ クス・カー|「スウィーニー少佐|「ファット・マ ン」という名前は知らない人が多いでしょう。

ピースボートで自分の罪深さを語ることができた李さんは生まれ変わりました。そして一人でも多くの人に自分の体験を語り継ごうとしています。私たちは自分の罪深さを認めることで、自分の痛みを捉え直すことができ、人の痛みや苦しみをより深く理解できるのだと思います。チェルノブイリに刻まれた Hiroshima、Fukushima という文字の重みも李さんの口から聴いただけに一層深く心に刻まれました。李さんは今年87歳、お元気です。皆さんも平和資料館で李鐘根さんの話に耳を傾けてみませんか?

三教区生野委員会「済州島巡礼の旅」に参加して

月島聖公会 植田栄基

日本の植民地支配からの解放後、米軍政下の済州 島で、同族が同族を虐殺した悲惨な事件の概要は以 下のようなことです。

解放を喜び完全民族独立を希求する人々の前に、 南北分断、米軍政下の圧政という現実が突き付けら れました。1947年3.1集会で米軍政警察が子供を含 む6名を殺害、10名を負傷させる事件が起き全島ゼ ネストで抗議する島民に対し、米軍政は韓国軍、警 察、極右反共団体を送り込み抗議行動を封じ込める 弾圧を加え続けていました。南だけの単独選挙が翌 月に迫った1948年4月3日遂に選挙に反対する島民 が武装蜂起しました。粗末な武器しかない250名程 の武装隊に対し米軍政はアカと決めつけ討伐隊によ る焦土作戦を実施、海岸から5km以内の中山部の村 を敵性地帯として1954年終息するまでの間130以上 の村が焼かれ、蜂起とは関係のない島民の9人に一 人の3万人の老若男女が犠牲となりました。しかし この事件は韓国軍事政権下では公にする事は許され ず民主化の潮流の中で真相究明が進み、2000年「真 相究明、犠牲者名誉回復に関する特別法」の公布、 2003 年にはノムヒョン大統領が済州島を訪れ遺族 と島民に謝罪しました。

島と日本の関わりも深く 1920 年代から貧困の為 多くの島民が大阪方面へ出稼ぎに渡り事件の頃も多 くが逃れてきました。在日済州人は事件後故郷の復 興に力を尽くしました。

巡礼の旅は、2008年に開館された平和公園にある 位牌奉安所に祈りを捧げる事から始まりました。円 形建物の壁は、地域別、村別に配置された犠牲者 14000 人以上のプレートで埋まっています。屋外に は行方不明犠牲者 3500 余名を追慕する為の標石が 青空の下どこまでも広がっています。慰霊塔を中心 にした環状道路沿いには刻銘碑が立ち並び、2歳3 歳の幼い子供たちの名前も数多く見られました。平 和記念館内を進むと4.3事件の実態が順序良く展示 され、映像、発掘された遺跡の再現等で全体的理解 を深める事ができます。翌日からは4.3研究所の金 昌厚先生のガイドでほぼ全島に及ぶ被害、虐殺現場 へ巡礼です。突然の討伐隊の襲撃で村を捨て道なき 山道を登って逃げ込んだ洞窟、1992年真相究明の契 機となった入口から焚かれた火によって窒息させら れた 11 体の遺骸がそのままの状態で発見された洞 **窟、500 余名の住民が集団虐殺された北村里、日本** 軍が作った飛行場跡での虐殺現場、海岸線であるの に討伐隊に襲われた村、焼き払われ、住民が全て犠 牲となり復旧されることなく失われた村、ゼネスト 発端の場となった観徳亭等々、金先生達の地道な作 業によって明らかになった遺跡は事件がどんなに過 酷なものであったかを物語っています。多く建てら れた慰霊塔の前で祈りを捧げたのでした。

国家権力の人権蹂躙による無垢の人々の虐殺は歴 史上様々な所で繰り返され今も続いています。

第21回 世界エイズ・デー記念礼拝



日時:2015年11月29日(日)17:00から

場所: 牛込聖公会聖バルナバ教会

メッセージ:高久陽介氏(ジャンププラス代表)

東京教区人権委員会・日本キリスト教団新宿コミュニティ教会・カトリック中央協議会 HIV/AIDS デスク・ルーテル HIV/AIDS プロジェクト 共催

問合せ:人権委員会 090-8593-6129 (佐々木)

守大助さんに手紙を

仙台北陵クリニックえん罪事件で、再審請求を戦っている守大助さんに ひとこと励ましのメッセージを送ってください。

[宛先] 〒264-8585

千葉県千葉市若葉区貝塚町 192

中びたくても 呼びたくても ならず ならず を書きたり 奏の大助 等の大助